

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表(付則第2項関係)

現行				改正案			
第1条～第5条 省略 別表(第2条、第4条関係)				第1条～第5条 省略 別表(第2条、第4条関係)			
区分		報酬額		区分		報酬額	
省略				省略			
障害支援区分認定審査会	会長	日額 15,500円		障害支援区分認定審査会	会長	日額 15,500円	
	委員	日額 15,000円			委員	日額 15,000円	
障害者差別紛争調整委員会		委員長		障害者差別紛争調整委員会		委員長	
		日額 13,000円				日額 13,000円	
		委員				委員	
		日額 12,500円				日額 12,500円	
省略				省略			

三田市附属機関の設置に関する条例新旧対照表(付則第3項関係)

現行					改正案				
第1条 省略 (設置)					第1条 省略 (設置)				
第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。					第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。				
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
市長	省略				市長	省略			
	三田市健康福祉審議会	市の健康福祉施策に関する事項についての調査審議	50人以内	2年		三田市健康福祉審議会	市の健康福祉施策に関する事項についての調査審議	50人以内	2年
	三田市障害者差別解消条例検討委員会	三田市障害者差別解消条例の制定に関する事項についての調査審議	15人以内	諮問に係る審議が終了するまで					
省略					省略				
以下省略					以下省略				

三田市附属機関の設置に関する条例新旧対照表(付則第4項関係)

現行					改正案				
第1条 省略 (設置)					第1条 省略 (設置)				
第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。					第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。				
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
市長	省略				市長	省略			
	三田市健康福祉審議会	市の健康福祉施策に関する事項についての調査審議	50人以内	2年		三田市健康福祉審議会	市の健康福祉施策に関する事項についての調査審議	50人以内	2年
						三田市障害者差別紛争調整委員会	障害を理由とする差別に関する事項についての調査審議	5人以内	2年
省略					省略				
以下省略					以下省略				